2025年　10月 27 日

住吉 区長　様

大阪社会保障推進協議会

大阪市内協議会　代表　中居　多津子

大阪市北区錦町2－2　国労会館

TEL,6354－8662　FAX,6357－0846

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ、osakasha@poppy.ocn.ne.jp

2025年度　24区キャラバン行動要望書の追加・削除項目について

日頃は区民の生活支援や要望、私どもの活動にご理解・協力を頂き、感謝いたします。さて、すでに提出しております表記の要望書について、下記の削除、追加項目がありますので、よろしくお願いいたします。

記

【削除項目】

7、⑦生活保護手帳の基づき、鍼灸における４ｋｍ以上の往療料算定を認めること。

【追加項目】

7．⑩生活保護の鍼灸の施術開始は「医師の同意日」まで遡って認めること。また、「施術同意確認書」を施術券発行の要件とすることは止めること。

1、⑩大阪市の生活保護受給者において、鍼灸・マッサージのそれぞれの利用者、および往診件数。